

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス インドネシア

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月



目次

インドネシアの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税ーPE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16

ホットトピックス	17
----------	----

Pillar2の法制化状況について	18
-------------------	----

インドネシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	20
LF/MFの概要	21
国別報告書の概要	22
最近の移転価格調査におけるトピックス	23
移転価格税制の動向	27

インドネシアの税制概要

法人税コンプライアンス

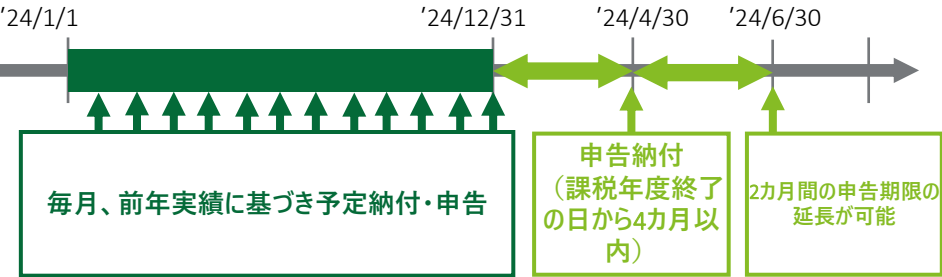
インドネシア設立の法人または管理支配がインドネシアにおいて行われる法人は居住者とされ、全世界所得に22%の税率で課税される。中間納付は毎月求められ、確定申告・納付は課税年度終了後4カ月以内に必要となる。

法人所得税

居住者	インドネシア設立の法人または管理支配がインドネシアにおいて行われている法人は居住者とされる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	■ 22% ■ 総売上500億IDR以下の居住法人は、課税所得のうち48億IDRまでは税率が50%減となる ■ 上場企業が一定の要件を満たす場合3%引き下げあり
課税年度	暦年または会計年度
申告納付期限	課税年度終了の日から4カ月以内（2カ月延長可）
中間納付	■ 毎月、前年実績に基づき予定納付する必要がある。 ■ 特定の取引には源泉所得税が課され、当該納税額は中間納付として取り扱われる。

時効	課税年度の終了時から5年間（刑法上、10年間に延長され得る）
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない。

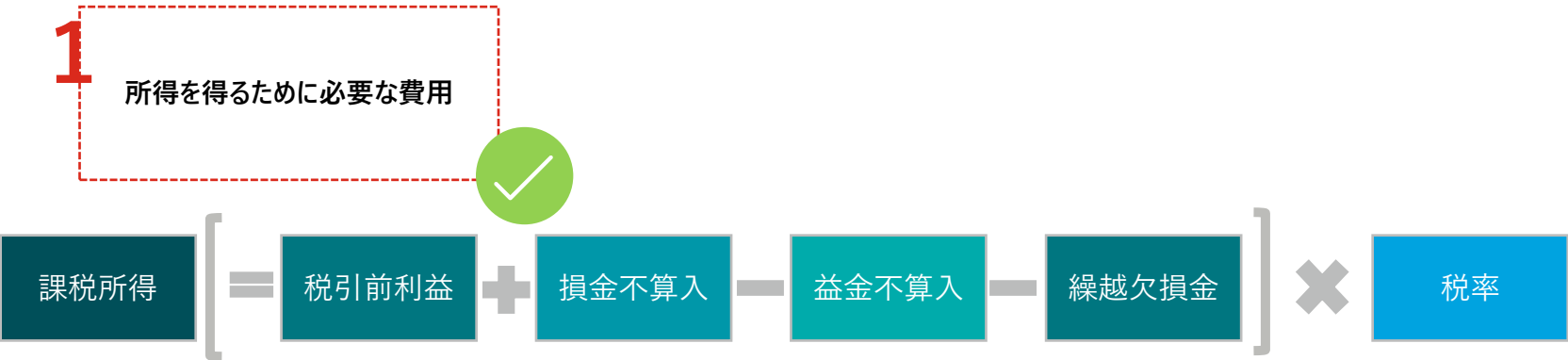
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/2）

損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

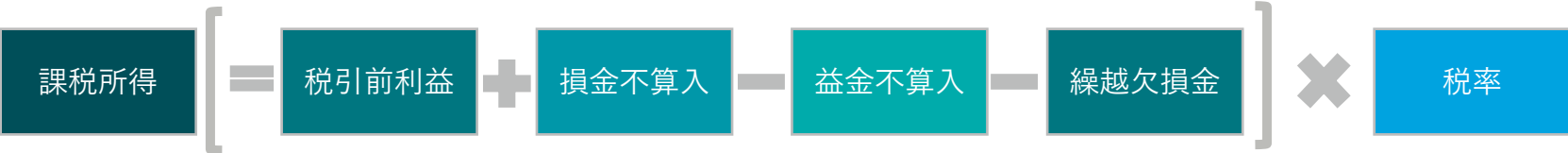


損金算入項目

■ 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

交際費	詳細（日付、場所、氏名、職位等）を確定申告時に添付することを条件に 損金算入可能 。	給与	従業員への現物給与で、すべての従業員に提供された飲食物等以外のものは 損金不算入 となる。ただし、2021年10月29日に公布された改正税法により、一般に、従業員への現物給与で所得を得るために必要なものは、 損金算入 されることとなった。
引当金・準備金	■ 一定の事業を営む企業を除き、原則として準備金および引当金の 損金算入は認められていない 。 ■ 一定の要件を満たす貸倒損失は 損金算入可能 。	支払利子	■ 過少資本税制により、 負債資本比率が4:1を超えている場合 、借入費用のうちその超える部分に対応する金額は 損金不算入 となる。ただし、特定の納税者にはこの負債資本比率は適用されない。 ■ 株式の取得のための借入に係る支払利子は、その株式からの配当が免税となる場合には 損金不算入 となる。
減価償却費等	■ 建物 は 定額法 により償却することができる。 ■ 建物以外 の減価償却資産は定額法または定率法のいずれかを選択することができる。 ■ 原則として減価償却資産は、4年、8年、16年、20年の耐用年数に区分される。		

課税所得計算（2/2）



益金算入項目

■ **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	■ 配当受領者が内国法人である場合、他の 内国法人 からの受取配当に法人税は課されない。
	■ 内国法人が 外国法人 から受け取る配当のうち、3年以内にインドネシア国内に再投資されるなど 特定の要件 を満たすものは 益金不算入 となり、 外国税額控除 の適用はない。それ以外は 益金算入 となり、 外国税額控除 の対象となる。

■ **繰越欠損金** について

欠損金等	■ 繰越期限 5年間 （特定の事業や特定の地域の場合、最長10年間に延長可能）
	■ 課税所得を限度に控除可能
	■ 繰戻しは認められない
キャピタルゲイン・ロス	■ キャピタルゲイン は通常の所得として 益金算入 される。
	■ キャピタルロス は通常の損失として 損金算入 される。

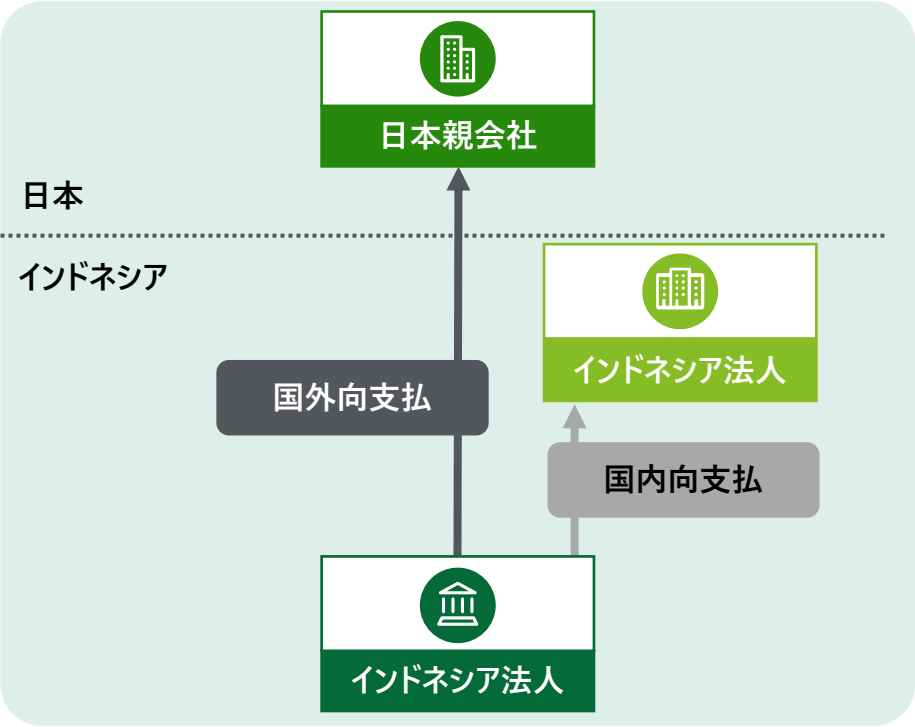
➤ **税率** について

税率	22%
----	-----

➤ その他

中小企業優遇措置	■ 年間総売上が48億IDR未満の一定の居住法人は、 総売上に対する0.5%の税率 による最終課税により課税が完結する。
----------	---

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

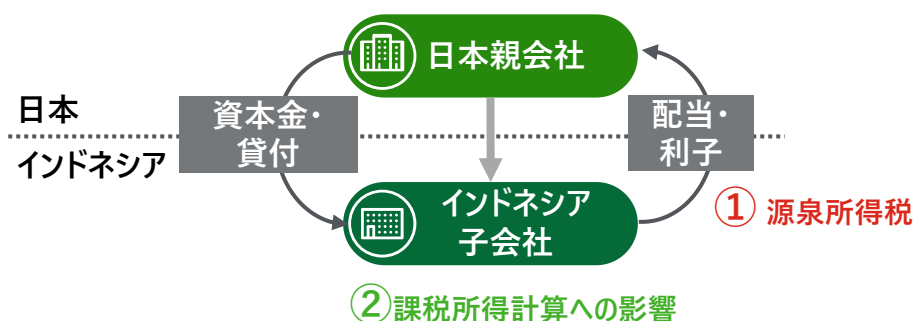


受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	15%	10%/20%(*1)	0%/10%(*2)
配当	0%	20%	10%/15%(*3)
使用料	15%	20%	10%

- (*1) : 非居住者に支払われる利子には、**原則として20%**の源泉税が課される。ただし、2021年8月2日以後、非居住者に支払われる債券の利子には、**10%**の軽減された源泉税が適用される。
- (*2) : 政府系の金融機関等については、0%が適用される。
- (*3) : 配当が行われた事業年度終了の**直前12ヶ月間を通じて25%以上**の議決権を保有する場合は**10%**、**それ以外**の場合は**15%**となる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

インドネシア国内法上、インドネシア法人から日本法人に対して支払われる配当には20%の源泉税が課されるが、日尼租税条約が適用される場合には、**源泉税率は10%または15%**となる。借入に係る利子については、インドネシア国内法上、20%の源泉税が課されるが、日尼租税条約が適用される場合には、**源泉税は10%**となる。

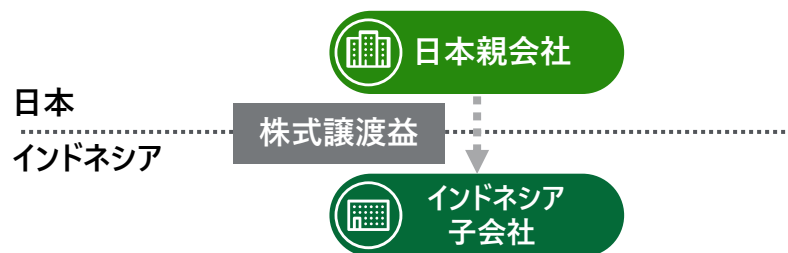
対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	10%/15%	10%

② 課税所得計算への影響 インドネシア子会社

過少資本税制により、**負債資本比率が4:1**を超えている場合、借入費用のうちその超える部分に対応する金額は**損金不算入**となる。
この負債資本比率は、銀行・保険などの金融機関、インフラ産業および最終課税の対象となる中小企業には適用されない。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



■ インドネシアにおけるキャピタルゲイン課税

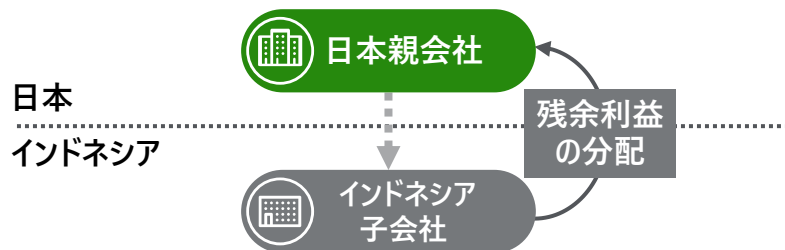
日本親会社

インドネシア国内法上、非上場のインドネシア法人株式の譲渡によるキャピタルゲインは、源泉税率20%で課税される。この場合、譲渡対価の25%が譲渡益とみなされる。つまり、**譲渡対価の5%に対して課税**される。

日尼租税条約が適用される場合、不動産化体株式の譲渡（*）に該当しない限り、インドネシアで**課税は生じない**。

（*）MLIに基づき、日本法人の株式譲渡収益に対しては、当該株式の価値の50%超が、その譲渡前365日のいずれかの時点において、インドネシアに所在する不動産によって直接または間接に構成される場合には、インドネシアにおいて課税権がある。

清算時の残余利益に対する課税



■ インドネシアにおける配当課税の有無

日本親会社

インドネシア法人の清算による残余財産の分配のうち払込資本を超える部分については、**配当とみなされ**、インドネシア国内法により20%の源泉税が課される。日尼租税条約が適用される場合には、**源泉税率は10%または15%となる**。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

支店はインドネシア源泉所得に課税される一方で、子会社は全世界所得に課税される。また、支店の利益を送金する際に20%の源泉税が課されるが、日尼租税条約が適用されれば10%に軽減される。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	インドネシア源泉所得
法人所得税 適用税率	原則22%	原則22%
申告手続き	課税年度終了の日から4カ月以内 (2カ月の延長可能)	課税年度終了の日から4カ月以内 (2カ月の延長可能)
利益の還流	20%の配当源泉税 (日尼租税条約により10%または15%に軽減)	20%の源泉税 (日尼租税条約により10%に軽減)
サービス収入・ 物品販売収入 に係る 源泉所得税	不動産（土地・建物を除く）の賃貸、技術・管理・コンサルタントサービスを含むすべての種類のサービスには、2%の源泉税が課される。 ただし、建設サービスには、1.75～6%の源泉分離課税が適用される。	不動産（土地・建物を除く）の賃貸、技術・管理・コンサルタントサービスを含むすべての種類のサービスには、2%の源泉税が課される。 ただし、建設サービスには、1.75～6%の源泉分離課税が適用される。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

社会保険については、インドネシアで6か月以上就労する外国人にも拠出が必要となる。VATについては、標準税率は10%であり、毎月の電子申告による申告、納付が必要である。

従業員の雇用 に係るコスト等	社会保険（SJSN） ■ 雇用主は社会保険に係る掛金を支払う必要がある。 ➢ 労災保険：給与の0.24～1.74%（全額雇用主負担） ➢ 老齢保険：給与の5.7%（雇用主負担：3.7%、被雇用者負担：2%） ➢ 死亡保険：給与の0.3%（全額雇用主負担） ➢ 年金：給与の3%（雇用主負担：2%、被雇用者負担：1%。給与の上限は 9,559,600IDR/月） ➢ 健康保険：給与の5%（雇用主負担：4%、被雇用者負担：1%、給与の上限は 1,200万IDR/月） ■ インドネシアで6か月以上は就労する外国人も、社会保険プログラムに加入する必要がある。
	印紙税 契約書等一定の書類に対して1万IDRの印紙税が課される。

付加価値税 （VAT）	税率	■ 適用される税率は11%で、遅くとも2025年1月1日以後は12%に税率が引き上げられる。 ■ 物品および一定のサービスの輸出には0%税率が適用される。
	課税対象取引	インドネシアにおける物品販売およびサービス提供、無形資産およびサービスの使用、ならびに物品の輸出入。
	課税期間	毎月
	申告期限及び納付期限	課税対象取引が行われた月の翌月末までに、電子申告が必要。原則として申告書の提出までに納付が必要。
	インボイス制度	課税事業者はVATインボイスを発行する必要がある。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（2/2）

土地および建物の保有に対して土地建物税が課され、譲渡においては売り手および買い手に対して課税される。

土地建物税	■ インドネシアの居住者または非居住者がインドネシア国内に所在する土地や建物を保有する場合、毎年その評価額に対して最大0.5%の土地建物税が課される。 ■ 評価額は地方部と都市部における不動産の見積販売価格をもとに算定され、関連当局が決定する。 ■ 一定の事業（資源ビジネスや林業など）における土地建物税は、別段の定めがある。
土地建物譲渡税/取得税	■ 土地や建物の所有権を移転する場合、売主に対して取引価額の2.5%で法人所得税の最終課税がなされる。 ■ 買主に対しては、取得価額と税目的の評価額のいずれか高い方の金額に最大5%の土地建物取得税が課される。

国境をまたぐデジタルサービスへの課税	■ 外国の事業者によるインドネシア国内の消費者に対する、デジタル商品の販売およびデジタルサービスの提供には、VATが課される。 ■ 適用される税率は11%で、遅くとも2025年1月1日以後は12%に税率が引き上げられる。 ■ 外国のオンライン小売業者、サービスプロバイダー、マーケットプレイスオペレーターなどで、インドネシア国内においてEコマース取引を行う事業者は、次のいずれかに該当する場合には、VAT登録をする必要があり、インドネシアの顧客からVATを回収しなければならない。 ① インドネシアにおける取引金額が6億IDR /年または5,000万IDR /月を超える ② インドネシアにおける利用数が12,000件 /年または1,000件 /月を超える
炭素税	■ 2023年9月30日現在、炭素税の実施は延期されている。

法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
タックスホリデー制度 (MoF Regulation 130/PMK.010/2020)	パイオニア産業における企業で、一定の要件（少なくとも1000億IDRの新規投資計画があり、財務省による認定を取得）を満たす企業	■ 新規投資額に応じて5年から20年の法人所得税の50%または100%減税 ■ 減免期間の終了後、追加で2年間の法人所得税の25%または50%減税
タックスアローワンス (MoF Regulation No. 96/PMK.010/2020 and Government Regulation 78/2019)	特定の産業および地域へ投資する企業	■ 投資控除（主たる事業活動のための土地を含む有形固定資産の総投資額の30%に相当する額を、商業生産が開始された年度から6年間にわたり均等に配分して課税所得を減額） ■ 有形および無形固定資産の加速償却 ■ 繰越欠損金の繰越期限を10年まで延長 ■ 非居住者に対する配当に係る源泉税率を10%に軽減
特定地域に所在する企業 (Decision of the DGT KEP-229/PJ/2001)	特定の経済開発特区（Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu (KAPET)）において、事業を行うまたは管理施設を提供する企業	■ 投資控除（主たる事業活動のための土地を含む有形固定資産の総投資額の30%に相当する額を、商業生産が開始された年度から6年間にわたり均等に配分して課税所得を減額） ■ 有形および無形固定資産の加速償却 ■ 繰越欠損金の繰越期限を10年まで延長 ■ 非居住者に対する配当に係る源泉税率を10%に軽減 ■ 輸入税の免除 ■ VAT及び奢侈品販売税(LST)徴収義務の免除
保税地域 (MoF Decree No. 885/KMK.01/1993, as amended several times, lastly by MoF Decrees 43/KMK.01/1996)	保税地域において商品の保管および加工等を行う企業	■ 輸入関税およびその他輸入税、物品税の免除 ■ VAT及び奢侈品販売税(LST)徴収義務の免除及び納税猶予

法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
経済特区(SEZ) (Government Regulation No. 40/2021)	経済特区内の納税者	■ 経済特区を管理する法人と、経済特区内で主要な事業活動を行う企業はタックスホリデー制度を申請することができる。 ■ 経済特区内の納税者のうち経済特区又は非経済特区の主要な事業活動を行う場合には、タックスアローワンスを申請することができる。 ■ 輸入税の免除 ■ VAT徴収義務の免除
イブ・コタ・ヌサンタラ (開発中のインドネシアの新首都) における 投資・事業活動 (Government Regulation No. 12/2023)	ヌサンタラ市と特定の周辺地域で事業を行う事業者	■ ヌサンタラ市と特定の周辺地域の特定の事業に、最低100億IDRを投資する居住納税者の法人所得税を50%または100%減税 ■ 金融センターで事業活動を行う一部の金融事業の法人所得税の85%または100%減税 ■ ヌサンタラ市に本店又は支店を設立又は移転した国内外の納税者は、最初の10年間法人所得税の100%減税、その後の10年間は法人所得税の50%減税という形で2045年まで法人所得税優遇措置が提供される。(特定の要件あり。) ■ 次の事業活動や支出に対して大幅減税制度の利用が可能 ・人材育成におけるインターンシップ、労働実習の実施など ・研究開発に関連する活動 ・公共・社会施設の寄付、非営利建設 ■ VAT及び奢侈品販売税(LST)徴収義務の免除等
大幅減税制度 (MoF Regulation Numbers: 128/PMK.03/2019 16/PMK.010/2020 153/PMK.010/2020)	タックスホリデー制度及びタックスアローワンス制度のいずれも適用していない納税者	■ 労働集約型産業における新規設備投資や事業拡大・有形固定資産の総投資額の60%を課税所得から控除。 ■ 人材育成におけるインターンシップ、労働実習の実施・特定支出について追加で最大100%の控除を認める(控除可能額は特定支出の最大200%)。 ■ 研究開発に関連する活動・特定支出について追加で最大200%の控除を認める(控除可能額は特定支出の最大300%)。

PE課税－PE類型

PEの種類

支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥農場又は栽培場
- ⑦鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

サービスPE

単一の事業又は複数の関連事業について1課税年度において合計6か月を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動（コンサルタントの役務又は建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の役務の提供）

代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人

- ①常習代理人
- ②在庫保有代理人
- ③保険代理人

建設PE

6か月を超える期間存続する建築工事現場又は建設若しくは据付工事

インドネシアのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効（源泉徴収による租税は2021年1月1日以後の課税事象から、その他の租税は2021年6月28日以後開始課税期間から適用）

インドネシア：2020年8月1日に発効（源泉徴収による租税は2021年1月1日以後の課税事象から、その他の租税は2022年1月1日以後開始課税期間から適用）

PEに関連するMLI条約の規定の適用：

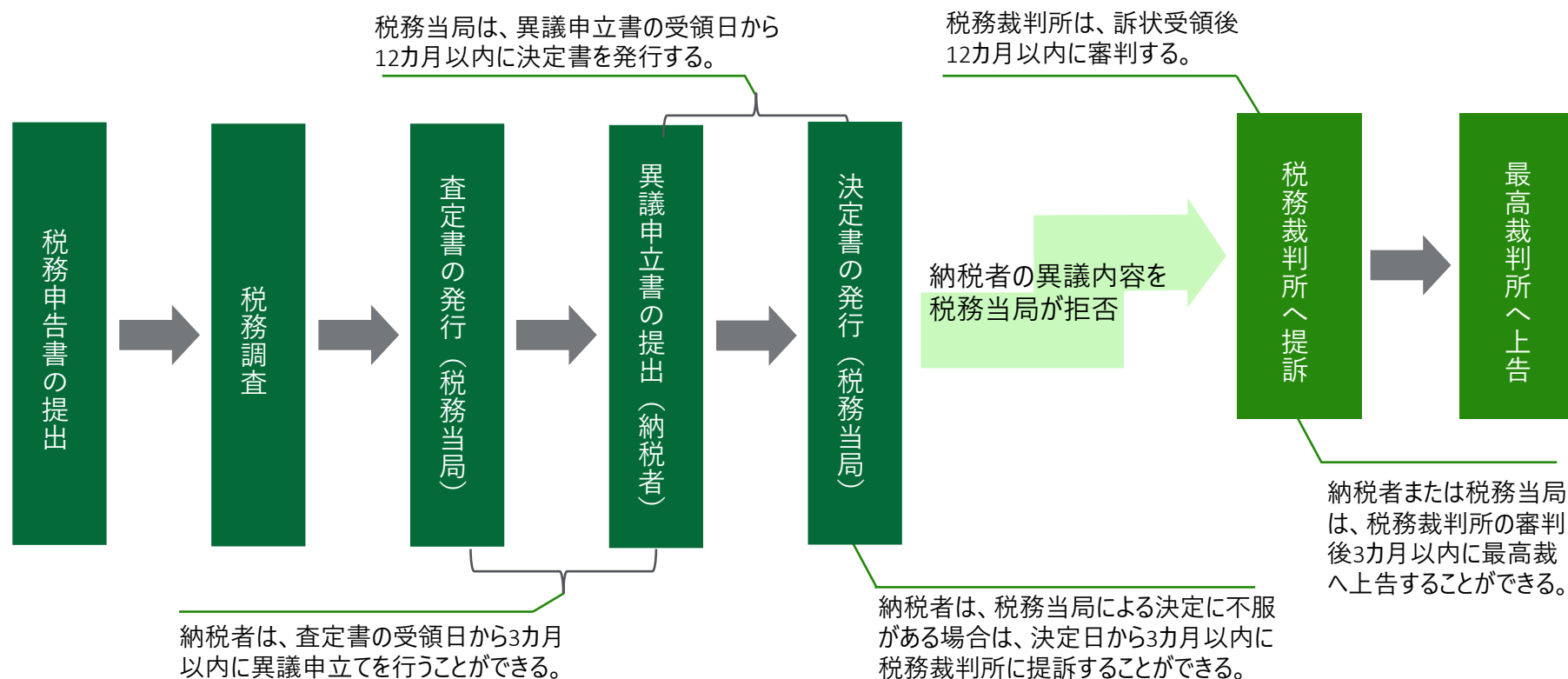
第12条 問屋契約及びこれらに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

第15条 企業と密接に関連する者の定義

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス



■ 税務調査

- 還付申告、欠損企業、時効直前が税務調査の主なトリガーである。第三者からの租税回避方法に関する税務当局への通知もトリガーとなり得る。
- 時効は5年間である（犯罪を伴う場合は延長される）。

■ 異議申立て及び罰金

- 納税者は査定額を納付せず異議申立を行うことを選択できる。しかし、異議申立が否認されると30%の罰金、裁判で敗訴した場合には60%の罰金が課せられる。
- 異議申立前に査定額を支払えば、罰金は課されない。

■ 税務当局の名称：インドネシア国税総局（Directorate General of Tax; DGT）

ホットトピックス

01

取引のサポート書類

論点

- **取引のサポート書類が不足しているケースが見受けられる。**
取引の有効性や真正性を証明するためには、適切で完全なサポート書類が重要である。しかしながら、納税者はそのようなサポート書類を適切に保管していない場合がある。そのため、税務調査官から書類の提出を求められても、納税者は期限内に書類を集めて提出することができない。

02

税務調整説明資料

論点

- **多くの企業で税務調整説明資料の準備が不足している。**
多くの企業が税務調整を説明するための資料を作成していないのが現状である。当該資料は、納税者の税額計算と税務調査官のデータとの間に不一致があった場合に、税務調査官に説明するための重要なものである。

03

関連者間取引

論点

- **関連者間取引**
関連者間取引においては、独立企業原則を遵守する必要がある。関連者間取引が独立企業間価格であることを証明するために、移転価格文書を作成する必要がある。広範囲な移転価格文書は、税務署に精査された際に、納税者が自己の取引をディフェンスすることに資する。

04

税制についての解釈の相違

論点

- **税務当局と納税者との間で制度に対する解釈の相違が生じている。**
税制の不確実性及び曖昧性により、税務当局と納税者との間で制度に対する解釈の相違が生じている。

05

現物支給（BIK）に対する取扱い

論点

- **施行規則が発行されたものの、明確に記載されていない項目が多い。**
財務省は最近現物支給（BIK）に関する施行規則を発行したが、明確に規定されていない項目が多く、結果として現物支給に対する所得税の取扱いが不明確となっている。

Pillar 2 の法制化状況について

- インドネシアでは2023年10月現在Pillar2の法制化は行われていない。

インドネシアの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2008年改正所得税法に基づき導入

02

関連者の定義

- **25%以上**の資本の直接または間接的保有関係にある納税者、**25%以上**の資本関係を同一法人により保有される納税者、および、相互に所有関係にある納税者
- **直接または間接的支配関係**にある納税者、および、**直接または間接に同一支配下**にある納税者（「支配」の定義が近年拡大されている）
- 血縁または婚姻関係を通じて**一親等以内**の近親者とみなされるもの

03

税務上の時効

5年

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引）

（無形資産取引）

（役務提供取引）

（資金貸借取引）

日本と同様にOECDガイドラインに準じた方法を「最適方法ルール」に基づき選択

- 1.独立価格比準法（CUP法）
- 2.原価基準法（CP法）
- 3.再販売価格基準法（RP法）
- 4.取引単位営業利益法（TNMM）
- 5.利益分割法（PS法）

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：**有**（1982年12月31日）
- 実務上の適用可能性：**実績有り**（ただし難航する事例も多く先進国と比較して実績が少ない）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

以下に掲げる1もしくは2の要件を満たす場合、**作成義務が生じる**。

1. 関連者間取引に従事し以下のいずれかの要件を満たす。

■ 前年度の総収入が**500億超IDR**

■ 前年度の関連者との有形資産の取引額が**200億超IDR**または前年度の関連者とのサービス、ロイヤルティおよび利子等の取引額が**50億IDR超**

■ 当期のインドネシアの税率よりも低い税率を採用する国に所在する関連者と取引がある（注1）

2. インドネシア税法上の納税者で、連結総収入が**11兆IDR**の企業グループの親会社に該当する。

②作成期限

■ 課税年度終了から**4ヵ月以内**

③提出期限

■ 依頼されてから**30日以内**

④作成言語

■ 原則として**インドネシア語**（注2）

⑤罰則

■ 税務調査において提出要請を受けてもなおローカルファイルを提出をしない納税者に対する罰則あり。

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

■ ローカルファイル同様

②作成／提出期限

■ ローカルファイル同様

（注1） 基準額の規定なし。そのため、低税率国に在する関連者と1ルピアでも取引があれば本要件に抵触することになる。対象国はタイ・シンガポール・ベトナム・香港・台湾など

（注2） 米ドル建てで記帳することの許可を得た納税者は英語で作成することが出来る。ただし、その場合でもインドネシア語訳を添付しなければならない。

（注3） マスターファイルおよびローカルファイルについて、共通の作成義務要件が定められている。そのため、ローカルファイルの作成義務があれば、マスターファイルの作成義務も生じる。

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 当期の連結総収入が**11兆超IDR**の企業グループについて、原則として最終親会社が作成義務を負う。
- 最終親会社が、最終親会社所在地国の当局に国別報告書を提出済の場合、原則としてインドネシア子会社が個別に国別報告書を作成・提出する必要はない。

②提出期限／作成期限

- 課税年度終了から**12ヵ月以内**

③罰則

- 国別報告書の作成に特化した罰則規定はない。作成状況に不備があれば国税通則法の規定が適用される。

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 要

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の傾向

論点

- 納税者が還付申請を行うと必ず税務調査が行われる（インドネシア特有の制度）。
 - 輸入時前払法人税制度および月次納税制度の影響により、不可避免的に還付ポジションに陥る事が多い。
- 従来より、ロイヤルティおよびサービスフィーの支払いに関する損金性の否認事例が多い。
 - これらの支払いに関しては、①取引の実在性、②支払者側に便益を生じさせるものであったか、③金額が独立企業間価格であったか、の順に精査される。
 - 上記①および②を満たさなければ、金額の議論に至る前に支払額の全額が否認される。
- 移転価格課税がなされると、更正後の取引価格に基づきVATの額が再計算されるほか、みなし配当に基づく源泉税が別途発生する（二次調整）。
- 切出損益に基づく検証が好まれる。ただし、税務調査官が採用する間接費の配賦計算は総じて粗くなる傾向にある。
- 税務調査現場では、あたかも納税者側に全ての立証責任があるかのような執行状況にある。
- 不合理な課税処分から、異議申立、税務裁判、最高裁審査に進む事例が多い。
 - 強引な課税が多いため税務裁判においては、諸外国と比較して納税者勝訴の割合が高い。
 - 近年、納税者勝訴の割合は、概ね6割～7割の水準で推移している。
- 国内関連者取引における調査・課税が多発するが、対応的調整が期待できない。

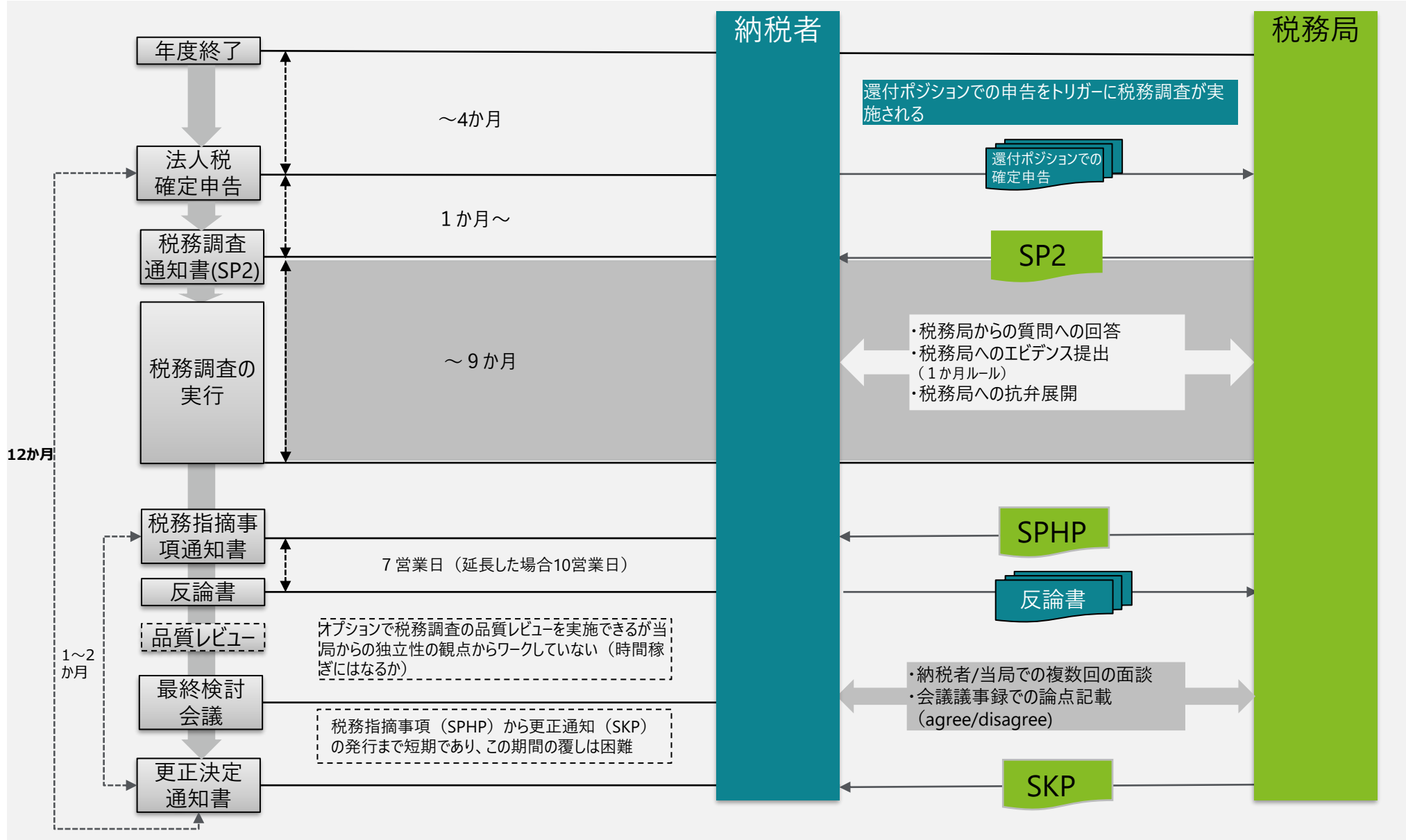
02

対応方法についての助言

論点

- 多くの企業が税務調査や異議申立だけでは決着がつかず、税務裁判まで進んで争うことになるため、予め裁判を想定した証憑準備や抗弁をしていく必要がある。
- 特に、ロイヤルティやサービスフィーの支払いに関しては、立証書類の精度が訴訟の結果を左右する。
- 税務調査の終盤では、税務調査官との交渉になる事もあり、短期間で納税者としての意思決定を求められる事がある。そのため、予め自社のポジションを整理するとともに、税務調査後にどのような係争解決手段があるのか、それぞれの方法の利点・欠点を予め確認しておく事が望ましい。

最近の移転価格調査におけるトピックス（還付調査における一般的な目安）

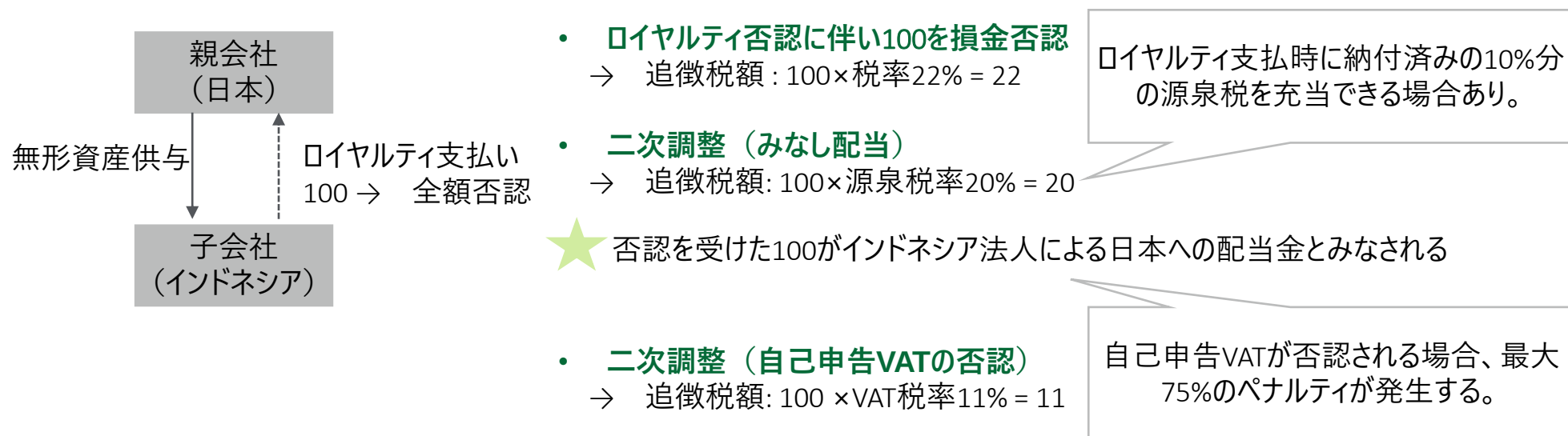


最近の移転価格調査におけるトピックス（二次調整、無形資産）

二次調整の問題点

- インドネシアにおいて移転価格課税がなされると、移転価格調整後の取引価格に基づき源泉税およびVATの額が再計算される（二次調整）。
- 移転価格課税が、源泉税やVATの追徴税額を生じさせるため金額インパクトも大きくなる傾向にある。

（例）インドネシア子会社が無形資産の対価として100のロイヤルティを親会社へ支払い、その全額が否認される場合

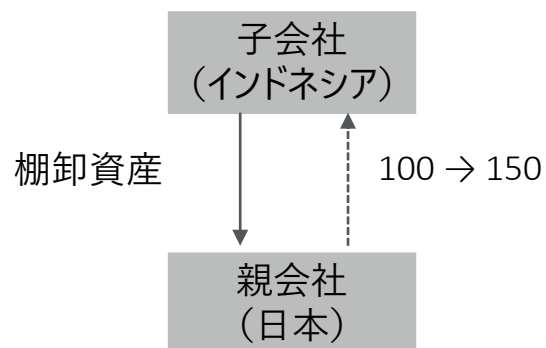


最近の移転価格調査におけるトピックス（二次調整、棚卸資産）

二次調整の問題点（棚卸資産取引の場合）

- 棚卸資産取引において移転価格課税がなされると、移転価格調整後の取引価格に基づき源泉税のみが再計算される（二次調整）。
- 棚卸資産取引の場合、適正取引価格への移転価格調整が一般的である（ロイヤリティやサービスフィーのような全額否認は減多にない）。

（例）インドネシア子会社が棚卸資産の対価として100を受領し、その50%が調整された場合（50の加算調整）



- TP調整に伴い50を益金加算
→ 追徴税額：50×税率22% = 11
 - 二次調整（みなし配当）
→ 追徴税額：50×源泉税率20% = 10
- ★ 加算を受けた50がインドネシア法人による日本への配当金とみなされる

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

COVID-19の影響に対する移転価格上の対応

税務当局における税務調査の状況の変化

- 厳しい行動制限下にあった期間は、税務調査がオンラインで行われた。接続不良などのトラブルにより、十分な議論を行うことが出来ず、当局から一方的に課税処分を下された事例が生じていた。
- 粗い課税処分がより一層散見される。移転価格課税に関しては、ロイヤルティやサービスフィーの否認、比較対象企業の入れ替えといった従来からの典型的なパターンその他、移転価格算定方法を変更した上での課税処分も増えてきている（例えば、TNMMを主張する納税者に対して、当局がCP法やRP法を採用する事例）。

APA審査・協議対応の変化

- インドネシア側での対応は概ね従前と変わらない（相手国側の状況により議論が停滞する事例は生じている）。
- 一定の条件を満たす場合には、通常2年の交渉期間を延長することができ、その期間は延長申請を行った時から最大で2年とされる。

現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）

- 課税上の取り扱いについて、特別なガイドライン等は発行されていない。
- もっとも、APAの申請要件に関連して、COVID-19の影響を斟酌する旨の規定が公表されている。課税時の取り扱いに直接影響するものではないが、COVID-19がもたらす特殊性については当局も認識しているものと推察される。
- 特殊要因調整については実務上も従来から幅広く採用されている。COVID-19による利益率の低下に対しても、まずは特殊要因調整で対応するケースが多くなるものと思われる。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
財務省による新たな移転価格規定の作成（統合規定）	■ 2009年の移転価格導入以後、多くの関連規定が乱立していたものを新たな（統合規定）に集約し、同時にいくつかの改定が予測される。 ■ 予測される改定内容： ・ 関連者の定義拡大 ・ 国内移転価格における対応的調整についての明確化 ・ MAP/APAのプロセス、APA合意後の運用方法の明確化
税務裁判所の管轄を財務省から最高裁へ移管	財務省が税務裁判所を管轄することは「司法権の独立に反する」として、2026年12月31日までに財務省から最高裁判所による管轄へ段階的に移管するとした。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）	2023年10月時点では詳細な議論はなされていない
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日系企業内）	2023年10月時点では詳細な議論はなされていない

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301